

第6回犯罪被害者等基本計画検討会

(各省庁提出に係る施策等とりまとめ)

平成17年7月26日
内閣府
犯罪被害者等施策推進室

(下線部は事務局加筆分)

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組について

基本法第20条関係(国民の理解の増進)

教育活動を通じた理解の増進

警察庁において、学識経験者等で構成する研究会を設置した上で、警察における非行少年に対する指導・助言及び被害者等に対する支援の一環として、警察職員がコーディネーターとなり、非行少年、その保護者、被害者等に、当該非行についての対話のための機会を提供する「少年対話集会」(修復的カンファレンス)をモデル事業として各都道府県警察で実施するとともに、その有効性、効果的な運営方法について調査研究を進める。[警察庁]

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・発展を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、本年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。[法務省]

文部科学省において、学校教育の中で、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げる教育を推進するため、「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」を拡充し、教材の開発などの実践研究を進め、成果の普及を図る。[文部科学省]

文部科学省において、かけがえのない生命について考えさせるなど道徳の内容をわかりやすく表した「心のノート」のすべての小・中学生への配布を進める。[文部科学省]

文部科学省において、家庭における命の教育への支援を推進するため、命の大切さを実感させる意義などを記述した子育てのヒント集として「家庭教育手帳」を作成し、小学生等を持つ全国の保護者全員に配布することにより、子育て講座等での学習の充実を図る。[文部科学省]

文部科学省において、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図る中で、命の大切さを学ばせることに有効な体験活動について調査研究を実施し、その成果を取りまとめ、全国の教育委員会や学校に普及する。[文部科学省]

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、犯罪

被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。[文部科学省]

文部科学省において、学校教育について、平成16年6月に第一次とりまとめを行った、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような児童生徒の育成を目指した人権教育の指導方法等に関する調査研究の成果を普及するとともに、更に検討を進める。[文部科学省]

文部科学省において、平成16年度に警察庁と共同で作成した犯罪被害者等の体験談を取り入れた学習の事例等を含む非行防止教室等プログラム事例集を教育委員会等に配布するなど、犯罪抑止教育の充実を図る。[文部科学省]

文部科学省において、子どもがいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るための態度やスキル等を育成することを目的として一部の教育委員会や学校において実施しているCAPプログラム(Child Assault Prevention)について、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。[文部科学省]

広報・啓発活動の実施

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策を講じていくため、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果を、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。[内閣府]

内閣府において、関係省庁()の協力を得て、犯罪被害者等施策に関する特定の日ないし期間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。[内閣府]

()ここで言う「関係省庁」は、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省を指す。

内閣府において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者等を招き、関係省庁の職員を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。[内閣府]

内閣府において、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況や、それを踏まえた施策実施の重要性について広報する。[内閣府]

警察において、各都道府県警察が民間被害者団体と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる被害者対策についての広報啓発活動を一層促進する。[警察庁]

警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者支援策の掲載等により、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努める。[警察庁]

警察庁において、交通事故の被害者や遺族等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等における被

害者の講演を実施し、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。[警察庁]

警察において、各都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施していく。[警察庁]

法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体を通じ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るための啓発活動及び講演会・研修会を実施する。[法務省]

厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター・リーフレットの作成及び講演会・シンポジウムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。[厚生労働省]

犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進

内閣府において、犯罪被害類型別・被害者との関係別に行う、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等に関する基礎的な事項を把握するための継続的な調査（追跡調査）の結果を、統計処理の上公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況についての国民レベルの基礎的な理解を促進する。[内閣府]

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する国民の理解の程度や必要な配慮の程度、心無い言動等からくる二次的被害に対する認識等について、国民の感じ方を把握し、これらに対する犯罪被害者等の感じ方と比較する研究調査を行い、その結果を、青少年に対しては、文部科学省の協力を得て、利用しやすい教材等の形に加工し学校教育等に役立てるとともに、成人に対しては、統計処理後の公表物の形で啓発に利用する。[内閣府]

文部科学省において、平成16年度に警察庁と共同で作成した犯罪被害者等の体験談を取り入れた学習の事例等を含む非行防止教室等プログラム事例集を教育委員会等に配布するなど、犯罪抑止教育の充実を図る。[文部科学省](上記の再掲)

犯罪被害にまつわる偏見のない社会の形成

内閣府において、犯罪被害類型別・被害者との関係別に行う、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等に関する基礎的な事項を把握するための継続的な調査（追跡調査）の結果を、統計処理の上公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況についての国民レベルの基礎的な理解を促進する。[内閣府](上記の再掲)

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する国民の理解の程度や必要な配慮の程度、心無い言動等からくる二次的被害に対する認識等について、国民の感じ方を把握し、これらに対する犯罪被害者等の感じ方と比較する研究調査を行い、その結果を、青少年に対しては、文部科学省の協力を得て、利用しやすい教材等の形に加工し学校教育等に役立てるとともに、成人に対しては、統計処理後の公表物の形で啓発に利用する。[内閣府](上記の再掲)

法務省において、人権週間を中心に、様々な媒体を通じ、犯罪被害者等の人権問

題に対する配慮と保護を図るための啓発活動及び講演会・研修会を実施する。[法務省](上記 の再掲)

文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害を受けた児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。[文部科学省](第11条・再掲)

文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容の一層の充実を図る。[文部科学省](第14条・再掲)

文部科学省において、児童虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う相談活動の進め方等についてまとめた参考資料を作成するとともに、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。[文部科学省]

文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、犯罪被害者等に対する支援を充実するため、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけるなど促進する。[文部科学省](第14条・再掲)

その他、社会における配慮の促進

警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。[警察庁](第15条、3(2)関係再掲)

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ミニ広報誌等により性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうるような情報提供に努める。[警察庁]

その他

警察において、国民に交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その全容についての周知を図る。[警察庁]

推進体制について

下記のうち、「(関係府省庁において、)」については、関係府省庁とは内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省を指し、これらの府省庁が、記載された事項を等しく行っていく旨を、本「とりまとめ」において示すために、便宜上置いたものである。したがって、骨子案の段階では、当該部分は削除されることとなる。

国の行政機関相互の連携・協力

(関係府省庁において、) 犯罪被害者等施策推進会議を活用して、関係府省庁間で重要事項の審議、施策の実施等を行っていく。

(関係府省庁において、) 犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議(平成17年4月1日関係府省庁等申合せ)を活用し、関係府省庁等の間での随時の連絡調整等を行っていく。

犯罪被害者等施策推進会議及び内閣府において、他の政策に係る中長期的方針等に基づく各種施策と連携した犯罪被害者等のための施策の総合的な推進を図る。

地方公共団体に対する連携・協力

内閣府において、地方公共団体のうち、知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が未整理であるものに対しては、窓口となる部局及び体制を確認する。

内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間との情報共有等を図る。

内閣府において、構造改革特別区域制度の活用を通じた地方公共団体における犯罪被害者等施策の可能性について周知を図る。

その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

(関係府省庁において、) 行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。

内閣府において、犯罪被害者団体どうしの情報交換に資する観点から、「犯罪被害者団体ポータルサイト」の構築・活用を図り、その犯罪被害者団体等への周知を行う。

犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

内閣府において、関係省庁からの参加を得て、様々な犯罪被害者団体等から、意見を定期的に聴取する機会を設ける。

内閣府において、犯罪被害者団体等の意見を、上記の機会のほか、様々な媒体により、随時受け付ける。

(関係府省庁において、) 犯罪被害者団体等から聴取した意見について、適切に施策に反映させるよう努める。

施策策定過程の透明性の確保

(関係府省庁において、) 情報公開法の趣旨に照らし、情報公開を行っていく。

(関係府省庁において、) 犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の施策情報について、迅速な公開に努める。

内閣府において、「犯罪被害者等施策」のホームページを、犯罪被害者等のための施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

施策の実施状況の検証・評価・監視

犯罪被害者等施策推進会議において、施策の有効性についての検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施する。

犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画の作成・推進による効果についての評価を実施し、基本計画及び個別施策の改定・見直し等に反映させる。

犯罪被害者等施策推進会議において、施策の検討・決定・施行の状況について、適時適切に監視を行う。

フォローアップの実施

内閣府において、犯罪被害者等施策推進会議の行う施策の実施状況の監視の取組と連携し、定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、施策の実施の推進を図る。また、内閣府において、点検結果について、年次報告等を通じて公表する。

基本計画の必要な見直し

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境や犯罪被害者等施策の実施の進捗状況等を踏まえて、必要に応じ、基本法第8条第5項の規定に基づき、犯罪被害者等基本計画を見直す。

基本法の基本的施策に係る各条文のいずれかに 整理することが適当でない事項

交通事故捜査の充実等

警察において、各都道府県警察の交通事故捜査を担当する課に事故捜査指導官を設置し、原因の究明が困難な交通事故について警察署に対する実地指導に当たらせるなど、警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するなど、一層の交通事故捜査の充実に努める。[警察庁]

警察庁において、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努める。
[警察庁]

法務省において、副検事に対する研修の中で交通事件をテーマとした講義科目を設けるほか、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うなど、科目の内容について一層の充実に努める。[法務省]

交通事故加害者に対する更生プログラムの整備等

法務省において、交通事犯被収容者に対する罪の意識の覚せいを図る指導、交通安全教育等を推進し、遵法精神、責任観念をかん養し、交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、交通法規を守って、人命を尊重し、安全第一を信条とする社会人を育成することに努める。[法務省]

法務省において、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、犯罪被害者や支援団体から直接話を伺うゲストスピーカー制度の拡大や教材の開発、標準的なプログラムの策定に取り組むなど、交通事犯被収容者に対するより有効なプログラムの整備に努める。[法務省]

脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮等

厚生労働省において、臓器提供者（交通事故被害者等を含む。）の家族に特有な心理的な問題等について、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下に設置された「ドナー家族の心情把握等作業班」により、現状把握に努める。[厚生労働省]

第6回検討会に係る資料 修文意見（法務省）

基本法の基本的施策に係る各条文のいずれかに整理することが適当でない事項

交通事故捜査の充実等

法務省において、副検事に対する研修の中で交通事故をテーマとした講義科目を設けるほか、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うなど、科目の内容について一層の充実を図る。[法務省]

となっているところを、以下のように修文されたい。

法務省において、副検事に対する研修の中で交通事故をテーマとした講義科目を設けているが、今後においても、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うなど、科目の内容について一層の充実を図る。[法務省]

【理由】

副検事に対する研修の中に交通事故をテーマとした講義科目は既に取り入れられており、当方からもその旨の資料を作成し提出しているところ、貴室案においては、副検事に対する研修において、新たに交通事故をテーマとした講義科目を設けるかのような誤解を与えかねないので、上記案のとおり修文願いたい。

第6回検討会に係る施策取りまとめ（内閣府案）に対する文部科学省修正意見

下記のとおり、修正意見を提出する。

（1）P1上から3つ目の

文部科学省において、学校教育の中で、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げる教育を推進するため、「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」を~~拡充~~**実施**し、教材の開発などの実践研究を進め、成果の普及を図る。[文部科学省]

【理由】

文部科学省第6回検討会提出資料では、現状での取組として、「平成17年度から・
・拡充」としているため、そのまま施策取りまとめ案として、記述された場合、誤解を招くおそれがあるため、「実施」として頂きたい。

（2）P2上から1つ目の

文部科学省において、学校教育について、~~平成16年6月に第一次とりまとめを行った、~~
自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような児童生徒の育成を目指した人権教育の指導方法等に関する調査研究の成果（平成16年6月に第一次とりまとめを公表）を普及するとともに、更に検討を進める。[文部科学省]

【理由】

表現の適正化のためである。

（3）P2上から2つ目の

文部科学省において、平成16年度に警察庁と共同で作成し、~~教育委員会等へ配布した、~~
~~た~~犯罪被害者等の体験談を取り入れた学習の事例等を含む非行防止教室等プログラム事例集の活用を教育委員会へ促すを教育委員会等に配布するなど、犯罪抑止教育の充実を図る。[文部科学省]

【理由】

非行防止教室プログラム事例集については、すでに教育委員会等へ配布していることを踏まえ、表現の修正の必要があるからである。

(4) P 2 上から 1 つ目の

文部科学省において、子どもがいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るための態度やスキル等を育成することを目的として一部の教育委員会や学校において実施している C A P プログラム (Child Assault Prevention) 等について、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。 [文部科学省]

【理由】

このほか様々な取組がなされているからである。